

【平成25年第2回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成25年6月20日 市民委員長 廣田 健一

- 「議案第64号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 当該法人の政治活動等の状況について

今回追加予定の法人は認定法人であり、認定法人の場合は認定基準の中に政治的中立性に関して厳格な条件が設定されているため、政治的活動や政党への寄付等は当然行っていないものと認識している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第65号 川崎市子ども・子育て会議条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 子ども・子育て会議の設置理由について

子ども・子育て支援法の趣旨においては、地域の実情を勘案しながら子育て当事者の意見を子ども・子育て支援事業計画に反映することを目的として、条例により審議会その他の合議制機関を設置するよう努めるものとしている。そのため、本市は既存の審議会等に新たな機能を付与し活用するのではなく、「子ども・子育て会議」を設置することを選択するものである。

- * 子ども・子育て会議の委員構成、報酬及び国籍条項について

当該会議の委員は、幼稚園や保育所関係者、子育て中の保護者、地域の子ども・子育て支援事業関係者などから、定員25名の中でバランスを考慮しながら選考を行う。なお、子育て中の保護者については、公募により選考する予定である。報酬の金額は検討中だが、他の審議会報酬等を参考にした報酬金額の設定を検討している。また、委員選定の際に国籍による制限あるいは特例を付与することは考えていない。

- * 国と地方自治体の間での意見調整について

国においても施策の詳細については検討中の部分が多いが、国の基本指針が示された際には本市もその指針に沿う形で検討を行い、今年度実施予定のニーズ調査の結果を踏まえ、財源措置及び人員配置などについて、施策量に見合った対応をしていきたいと考えている。また、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、新制度への円滑な移行との確な対応が図れるよう、国との会議や他都市との連携等、各々の機会を通じて、意見・要望等を行っていきたいと考えている。

《意見》

- * 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関しては、区域ごとの具体的なアンケート調査結果のみにとどまらず、潜在的な保育需要も加味した上で検討を行ってほしい。

- * 25名の委員の中で、事業主体等の委員数に対し保護者代表は2名のみであり、割合として非常に少ないと感じる。例えば障害児の声を反映できるようにするなど、委員構成について検討してほしい。
- * 当該会議は単なる行政の承認機関ではなく、必要な調査を自ら行うことの可能な、実効性のある会議とするべきである。
- * 当該会議の機能は、既存の審議会等の活用や、地域から選出された議員による意見集約・伝達により代替可能なものであり、会議の新設は不要と考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第66号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 北部地域療育センターに指定管理者制度を導入する理由について

以前は知的障害・身体障害の対応が主であったが、近年は発達障害の対応件数の急増に伴い、施設利用のニーズが高まっている状況である。また、本市の行財政改革の考え方から、「民間でできることは民間で」という視点に立ち、指定管理者制度を導入することにより、効率的・効果的にサービスの更なる充実を図るものである。

* 施設への医師の配置について

現在は非常勤医師7名の構成であるが、指定管理者制度導入後は科目別の非常勤医師に加え、1名の常勤医師を配置する予定である。なお参考までに、中部地域療育センターにおいては、指定管理者制度導入前の診察数は延べ813件であったところ、平成23年度の指定管理者制度導入後の診察数は延べ7,760件と急増しており、大いに充実が図られたものと認識している。このような理由から、北部地域療育センターにおける指定管理者制度導入に当たっても一定の成果を期待しているところである。

* 施設職員が変わることに対する懸念について

指定管理者制度の導入に当たっては、それまでの職員から指定管理予定者へ、時間をかけて丁寧に引継ぎを行うことにより、保護者の不安解消に努めている。指定管理者制度が導入済みの他施設においても、制度導入当初は施設利用者から不安の声が上がることも多かったが、丁寧な対応により混乱を来すことなく運営してきた実績があるため、当該施設についても問題ないものと考えている。

* 指定管理予定者の2期目以降の再選定について

指定管理者の選定においては、信頼性の高い法人を選定することを第一に考えており、選定後も市の監査や事業評価を通じて運営状況のチェックを逐次行っている。なお、適正な運営が認められる法人に対しては、2期目以降の指定管理者選定時において実績を重視するなど、一定のインセンティブを与えられるような仕組みとなっている。

* 年数経過に伴う職員給与の上昇の影響について

指定管理料の積算に当たっては、年数経過に伴う職員給与の上昇分も見込んだ計算を促している。これにより、指定管理期間中も職員の昇給は通常どおり行われており、指定管理者更新時においても職員給与に関する不都合は生じないような配慮がなされているものと考えている。

* 指定管理者制度導入後の行政の関与について

当該施設に行政職員が直接配置されることはなくなるが、現場経験の豊富な専門職職員を中心に指導・監督を行っていくことにより、適切な運営を担保していくことを考えている。また、施設の全体的な状況を把握し、施設利用者の意見を集約するなど、行政として指定管理者による運営状況を客観的に判断していくことが重要であると考えている。

《意見》

- * 法人によっては職員の経験が極端に少ない場合も想定されるため、指定管理者選定に当たっては、法人職員の年齢構成や経験年数のバランスなどを選定要件に入れることも検討してほしい。
- * 指定管理者制度導入に当たり、新たに発生する指定管理料も元は税金である。サービスの質を向上させることができ、かつ管理経費の縮減が実現できれば最善と思われる所以、行財政改革の視点に立ち、引き続き導入を進めてほしい。
- * 当該施設は、建設当初から民営である西部地域療育センターとは異なり、既存の施設を使いつづけるのにもかかわらず運営主体だけが指定管理者へと変更されるため、施設利用者がそれまで職員と築いてきた信頼関係や時間をかけて適応してきた環境に否応なく変化を与えるものである。本市が蓄積してきたノウハウを後世に引き継いでいく方策が見えない状況であり、子どもが安心して療育を受けるために必要なサービスの継続に疑念を持たざるをえないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 67 号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 現在公設の保育所をあえて廃止した上で民営化する必要はないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 68 号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 市場関係者への説明会における意見について

平成 24 年 7 月以降、市場内事業者を対象に説明会を複数回開催した。説明

会においては、指定管理者選定に際し、市場内事業者から申請の意思があることが表明され、市場活性化の事業についても積極的に取り組んでいきたい旨の発言があった。また、売買参加者からも、市場関係者が指定管理者に選定されることを望む声もあった。

* 利用料金制導入の効果について

利用料金制は、指定管理者が自ら運営を工夫しながら売上を伸ばすことが可能な制度であり、生み出された利益の市場への還元が期待できるのと同時に、指定管理者自身にとっても自らの収入が増えることとなるため、制度導入については市場関係者からも歓迎されている模様である。

《意見》

* 指定管理者制度の導入については、青果団体も含め市場関係者も一様に期待している様子である。このような受け止め方であれば更なる市場活性化に期待できるため、大変結構なことだと思われる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 76 号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 川崎港コンテナターミナルに指定管理者制度を導入する理由について

川崎港コンテナターミナルに指定管理者制度を導入する理由は、平成 25 年 1 月に策定した基本方針に基づいて、当該施設の段階的な民営化を図るため、第一段階として指定管理者制度を導入し、第二段階として港湾法に基づく貸付制度を導入し、最終的には京浜港全体を管理運営する港湾運営会社を設立するためである。

* 川崎港コンテナターミナルを民営化する目的について

平成 22 年 8 月、川崎港は東京港、横浜港とともに京浜港として国際コンテナ戦略港湾に指定された。国は制度的枠組みとして、民間の視点をいかした効率的な港湾運営を実現するため、港湾運営会社制度を制定しており、横浜港は既に港湾運営会社移行の前段としての特例港湾運営会社になっている。東京港も特例港湾運営会社への手続の一環として埠頭公社の株式会社化を完了している状況である。本市も京浜港の港湾運営会社に加わっていくため、まず川崎港として特例港湾運営会社の指定を受け、民営化を図るものである。川崎港コンテナターミナルを民営化することにより、最終的には国際コンテナ戦略港湾として国際競争力の強化、地域経済の活性化及び市民生活の安定に寄与するものと考えている。

* 市内経済に与える影響について

平成 23 年度の取扱コンテナに係る直接的な事業効果を試算すると、入港料、荷役料金、国内輸送料金等で約 32 億 7,000 万円が見込まれる。このうち、市内企業が直接関わっている部分も含めた波及効果については約 24 億円と算出している。また、就業員の雇用創出についても 200 名程度の効果があると

算定しているところである。この経済波及効果の要因となる投資内容については、平成23年度決算によると東扇島コンテナターミナル整備費用等が約6億円であり、上記の算定総額である約32億7,000万円と比較すると約5倍の効果があると言える。また、今後コンテナ取扱量が増加すれば、更にその分の上乗せがあるものと考えている。

* 指定管理者制度導入後の施設整備について

港湾施設の利用許可や建物等の保守点検及び軽易な修繕工事等は指定管理者の権限として行うことが可能であるが、施設の整備については従来どおり市が行うこととなる。ただし、港湾の荷役機械等は港湾運営会社が独自に設置可能であるため、設置の要望が出てきた場合には改めて、本市と港湾運営会社双方の間で役割分担を含めて調整していくことになると思われる。

* 指定管理者制度導入による労働者的人件費について

まず、指定管理者において港湾行政に精通した本市退職者を1名雇用する予定であるが、本市退職者は賃金の上限が設定されているため、結果的に人件費が抑えられることとなる。また、年齢的に若いプロパー職員を雇用し、本市退職者の知識と経験を活用して人材育成を図っていきたいと考えている。さらに、コンテナ貨物集荷に関しては、港湾運送に精通した専門的な知見や経験を有する民間経験者を雇用する予定である。これら3名の人件費を試算したところ、本市直営の場合と比較すると約865万円の削減効果があるという結果となった。

* 労働条件の低下を招かないための担保について

現在ターミナルオペレーターが支払っている使用料及び船会社が岸壁使用時に支払っている使用料の水準は維持することが大前提であり、指定管理者制度導入後も、本市直営の場合と同一の使用料で引き続き施設が利用できるようにすることで、労働者の賃金等を確保したいと考えている。また、パブリックコメントにおいても労働条件について様々な指摘があり、指定管理者に対し労働環境の整備等について指導していきたいと考えている。

* 国際戦略港湾資金計画について

国際戦略港湾資金計画の内容については、川崎港整備のため、総額約1,000億円のうち約540億円は臨港道路東扇島水江町線の整備費用、残り460億円のうち約170億円は港の安全確保を目的とした防波堤整備や廃棄物受入用護岸整備、約290億円はコンテナ受け入れのための護岸整備や荷役機械整備、埠頭整備の費用となっている。

* 民営化後の市民意見の反映について

港湾施設の整備の際には当該施設を港湾計画に位置付ける必要があるが、港湾計画の改訂時にはパブリックコメントが必須であり、この段階で広く市民の意見を反映させている。また、港湾計画の策定者は民営化後も港湾管理者である本市が担うことになり、港湾計画の決定は港湾審議会で審議されることとなるため、市民意見は民営化後も反映可能であると考えている。

* 有事の際の対応について

指定管理者制度導入後も、保安対策業務は本市が受け持つこととなるが、テロ対策の視点から貨物や人員の出入り監視を実施していく。今後民営化の際には、国の指針に沿った形で災害時の連携や社会貢献を行うことが港湾運営会社指定の条件となる。また、日本は「海上における人命の安全のための国際条約」を批准しており、川崎港としても万全の保安体制を取っているものと認識している。今後も港湾の安全に関しては、厳重かつ細心の注意を払っていく所存である。

* ガントリークレーンが2基同時に稼働した日数及び3基目の必要性について

平成24年度においては、1日のうち2基がともに稼動したのは47日間であった。ガントリークレーンは常時稼動状態でないと定期航路として定着することが難しいため、定期点検や故障時の対応などを考慮すると、3基目の設置は必須であると認識している。

《意見》

- * 利用料金制を導入しないことにより、指定管理者が経営努力により利益を生み出すことが困難な状況に陥り、結果的に港湾労働者の賃金に悪影響が出ることを危惧している。港湾労働者の労働条件の悪化につながるような事態は避けるべきである。
- * コンテナ取扱量を増やすことにより労働者の賃金水準を上げていくことを考えていることだが、コンテナ取扱量を増やすためには経費削減などにより他国の港より有利な条件を提示する必要があり、現実問題として非常に厳しいと指摘せざるをえない。
- * 経営的な側面に注視し三港連携を進めることによって、各自治体の権限が及ばない状況に陥り、国主導の港となってしまうことを憂慮している。国際競争力の強化に注力し他国の港に対抗するのではなく、むしろ国内経済の活性化に主眼を置き、国内流通の窓口として役立てるような港湾としていくべきである。
- * セキュリティ的な面を民間企業だけで担うのは困難であるため、今後も行政が協力していく必要があると考える。また、港湾から入ってきた貨物を首都圏にどう流通させるかが重要であるため、物流の整備や動線についての議論を今後進めてほしい。
- * 川崎港を含む京浜三港は、日本の港湾政策の中で「選択と集中」により選ばれた港湾であり、日本の国力を集中することが期待されているものである。日本の代表として、今後の施策実施についてはより一層努力してほしい。
- * 港湾業務に携わる労働者は常に危険と背中合わせであり、労働条件などの待遇について現状の質を維持しなければならない。結果的に賃金の低下につながるような施策の実施は避けるべきである。また、ガントリークレーンが2基同時に稼動したのは年間で47日のみであり、3基目の設置は常識的に考えて過剰投資と言わざるをえない。費用面の不安や労働条件悪化の懸念が依然として残るため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第83号 川崎市南平間保育園の指定管理者の指定について」
- 「議案第84号 川崎市宮前平保育園の指定管理者の指定について」
- 「議案第85号 川崎市白鳥保育園の指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれも保育園の指定管理者の指定に関する内容であるので、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 再指定時の指定管理料が1期目と比較して減少している理由について

1期目の指定管理料は未経験の業務量について想定を多く含んだ見積額であったが、実際の指定管理の経験により、より実質的な業務量の見積りが可能となつたため、再指定時の指定管理料が1期目と比較し低額となったものである。

* 収支実績における差額の使途について

例年、指定管理者の収支実績においては2,000万円から3,000万円程度の差額が発生している。その一部である約480万円は本部経費に繰入れを行い、残金については当該運営主体の運営経費として次年度に繰越しを行っている。経費については定期的に指導監査を実施しているため、適切な運用を行っているものと認識している。

* 指定管理者選定における申請件数について

申請受付期間中に、宮前平保育園では2件、白鳥保育園では1件、指定された法人以外の法人から問い合わせがあつたが、選定要件に含まれている認可保育所の運営実績の有無や、職員の経験年数に関する項目が達成できなかつたため、申請を見送ったと伺っている。なお、南平間保育園については他の法人からの問い合わせはなかつたとのことである。

* 宮前平保育園に配置される職員の年齢構成について

宮前平保育園に配置される職員は他の園と比較すると若い職員で構成されており経験年数は少ないが、当該保育園の指定管理業務を請け負う法人は社を挙げて新人を育てていく方針の企業であり、安定した人材育成には定評があるため、当該施設の運営に問題はないものと認識している。

《意見》

- * 収支実績の差額は大部分を当該運営主体の運営経費として次年度に繰り越していくことだが、指定期間最終年においては当該運営主体が数千万円に上る残金を保有したままの状態となる。指定管理料は指定管理の目的に沿う使途に使用されるべきであり、使途が明確でない残金を放置している現状は早急に改善しなければならない。
- * 保育園利用者にとって、行政に話を聞いてもらうことの効果は非常に大きいものである。保育園利用者の相談先として区役所のこども支援室があることを、もっと積極的に周知・広報してほしい。
- * 指定管理者制度の導入により、それまで構築されてきた人間関係が軽んじられることに強い懸念を感じる。収支実績における差額の問題や人員配置について不安

を振り扱えないため、いずれの議案についても賛成できない。

《議案第83号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第84号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第85号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第89号 訴えの提起について」

《主な質疑・答弁等》

*天井脱落事故発生前後の音響の変化について

復旧工事後に専門機関による音響の測定を逐次行っており、数値としては天井脱落事故発生以前と同等若しくはそれ以上のクオリティを確保できているものと認識している。しかしながら、数値では測ることのできない、体感としての音の響きが変わってしまったといったような憂慮すべき状況が明らかになり、損害が発生した場合は、相応の対応を検討したいと考えている。

*裁判に臨む際の本市の体制について

議案の議決後、弁護士との契約手続に進むが、これまで相談している本市の顧問弁護士は建築技術に関する訴訟の経験があるため、その顧問弁護士に依頼する予定である。また、本市も建築関係の職員を担当者として配置しており、専門的な内容にも十分対応できると考えている。

*本件に関する市民からの意見について

天井脱落事故発生後、市民からは「今後も素晴らしいホールでありつづけてほしい」、「またあのホールで演奏を聴きたい」など、多くの励ましの意見を頂いている。また、「事故の責任を明確にしてほしい」など、事故の原因究明を求める意見も数多く頂いているところである。

*天井脱落事故発生による営業上の損失について

予定されていた公演については代替会場で開催することができたため、営業上の損失はなかったものと認識している。また、人件費等については天井脱落事故を原因とする復旧業務に従事したことを特定する立証の手立てがなく、請求自体が困難であるため、弁護士と相談し請求対象から外すこととした。

*仮に公演中の事故発生で人的被害が出た場合の本市の対応について

当該施設は約2,000人収容の施設で、天井の約7割が崩落したことから単純計算で7割の1,400人に被害が及んだおそれがあり、そのような事態にならなかつたことは不幸中の幸いと実感するところである。市の賠償に係る費用について現時点では想定が困難であるが、仮にそのような事態に陥った場合には早急に原因を究明し、真摯に対応していたと考えている。

*天井耐震の基準強化について

建築基準法施行令の改正及び天井構造に関する告示について、現在国において策定中であり、内容としては、一定程度の重量を持つ天井については、計算

による耐震性能の確保を必須とするような強化規定になると聞いている。

* 指定管理者の営業上の損失について

指定管理者からは、予定されていた公演が行われなったことや、実際に施設を使用しなかったことなどによる相殺により、営業上の損失は特になかったと聞いている。なお、予定していた収入がなかったことにより、活動の制約が生じた面はあると思われる。

《意見》

* 本市が当該施設の取得に関して現在まで支払ってきた割賦金の総額は168億6,137万8,845円で、残額は43億633万1,224円とのことだが、本市は当該施設を使用できなかった2年の間も割賦金を支払い続けてきたとのことである。このことは本市の誠意ある姿勢を示すものであり、裁判において主張する際の材料の一つとして活用を検討してほしい。

* 本議案が可決された後には裁判に進むこととなるが、その際には本市の利益をしっかりと確保するよう、真摯に取り組んでほしい。

* 本市や指定管理者にとって本件復旧工事に係る費用以外の具体的な損失はなかったという認識とのことであるが、実際に当該施設での公演を楽しみにしていた市民にとっては、事故を原因とする公演中止や開催場所の変更は精神的に大きな痛手を残すものである。そのような市民に対し、何らかの配慮を示すことも必要ではないかと思う。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第94号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 吸収合併による職員の待遇・労働条件等の変化について

合併元の東電公告株式会社において現在指定管理業務に従事している社員数は3名で、舞台運営管理業務に従事しているが、7月1日の吸収合併以降は合併先の東電タウンプランニング株式会社の社員となり、待遇や労働条件等についても合併先企業に準ずるものとなる。

* 監査からの指摘に係る対応について

平成24年度の財政援助団体等監査において、市が指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性を検証するため、各構成員の収支状況を明確にすべきである旨の指摘があった点については、監査後の措置状況報告において、各構成員から収支状況の詳細について資料を提出させ、対応を行ったところである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第95号 訴訟上の和解について」

《主な質疑・答弁等》

* 子どもの声の受け止め方について

本市としては子どもの声を騒音と認識してはいないが、個人により様々な考え方があることは今回の訴訟の件でも明らかであり、本市としてはどのような考え方であっても一定の配慮を示す必要があると考えている。

* 平成21年の市民委員会陳情審査から訴訟提起に至るまでの本市の対応について

当時の担当者に聴き取りを行ったところ、陳情審査前後から、原告との連絡が取れない状態に陥ったとのことであった。所管課から施設管理者に対しては、状況の聴き取りや相手の立場に立った説明など、丁寧な対応を従来どおり継続して行うよう指導していたと聞いている。当時は常態化したトラブルや、施設に対する苦情等も頻繁に寄せられていたため、本件に関する経過を詳細に記録することがかなわなかつた状況であるが、今後はこのようなことのないよう、指導を徹底していきたいと考えている。

* 運営協議会の目的及び構成について

当該施設の円滑な利用を促進するため、地域関係団体や施設利用者などから構成されている組織である。子どもたちが安全で快適に過ごせるよう、施設での行事の準備や、整備点検などを行っている。運営協議会の委員は、町内会・自治会から1団体1名、子ども会関係から2団体2名、青少年指導員1名、施設利用団体から11団体17名、地域住民から7名の合計28名で構成されている。

* 和解の信頼性について

本件の和解条項は、抜本的な解決が大前提であるとの立場に立つものである。和解条項には清算条項も含まれていることからも、本件については和解の成立をもって全て終結し、今後に一切の懸念を残すことのないものであると認識している。

* 和解を受け入れなかつた場合の対応について

原告・被告双方で条件を出し合い、折り合つた形での和解条項となっているが、一方がこれを受け入れないと判断した場合には和解は不成立となり、訴訟を継続した上で裁判所の判決を受けることとなる。裁判所が勧告した和解を受け入れない場合、一般的には裁判官の心証が悪化すると思われるため、和解条項よりも厳しい内容の判決が下される可能性も否定できない。

* 川崎市子どもの権利条例の適用について

前回の陳情審査から現在まで、直接子どもの声を聞く機会をつくつてこなかつたことは、子ども施策を担当するこども本部として非常に反省するところである。今後は条例内容の理解に努め、条例の趣旨に沿つた対応を行つていきたいと考えている。

* 同様の事例の発生防止に向けた対応について

関係局や区、学校など関係者と連携を取り、それらが一堂に会する会議の場を設定した上で迅速に対応していきたいと考えている。また、施設の管理運営に際しては指定管理者に任せたまま放置することなく、行政としてきめ細かなバックアップ体制を取つていけるよう、関係各所に配慮していきたい。今後はこのような訴訟が発生しないよう、特に初期対応には細心の注意を払っていく

所存であるが、仮に発生してしまった場合はその事案に真摯に取り組み、適切な対応を心掛けたいと考えている。

《意見》

- *原告と施設利用者である子どもたちとの間でのトラブルを認識していたのであれば、行政が間に入り指導・対処等を行うべきであったと考える。今後、原告が運営協議会に参加するのであれば、それがたとえオブザーバーとしての参加であっても、協議会の委員が萎縮し健全な運営に支障が生ずることのないよう、行政が適切に関与することを検討してほしい。
- *本件を和解で解決することにより、市内の他の施設において同様の事態が発生することを非常に強く懸念している。市内には多くの施設があり、所管している部局も多岐にわたるが、現場任せにすることなく、全庁的に統一した姿勢で対処すべきである。本件の和解が悪しき前例となることのないよう、他の施設についても引き続き注視してほしい。また、子どもの声を煩わしいものと受け取るのではなく、輝かしい未来であると受け取れるような、希望に満ちたまちづくりを進められるよう、行政一丸となって努力してほしい。
- *本市の顧問弁護士との折衝記録の中には、和解の成立を強く促すような発言があり、ある意味圧力的とも受け取られかねない内容であるが、和解は議会の議決事項であり、顧問弁護士といえども議会の判断を尊重する姿勢を示すべきである。
- *本件には市として対応が不十分と思われる点も多々あり、現時点で判断するのは非常に悩ましいが、訴訟が長引くことにより施設の運営に支障が生じることも考慮すると、和解までこぎ着けたことには一定の評価を与えるべきであると考える。また、近隣の理解を求めていくため試行錯誤していくことが、行政として非常に大切な姿勢であると思われる。今後は運営協議会や指定管理者だけに任せてしまうのではなく、継続的な状況の確認に努めてほしい。
- *今回のような事案に対し、全庁的に連携して対応するための機関の設置を期待したい。本件を教訓として、時系列に沿った対応経過記録の適切な保管に努め、最終判断の前段において議会に情報提供を行うなど、今後の対処方法について検討してほしい。
- *2011年にドイツ連邦議会で可決した「連邦イミシオン防止法」においては、騒音に関する賠償請求の対象から子どもの発する騒音を除外したことである。このような考え方もあるので、本件和解については懸念が残るところではあるが、今後もし同様の事例が発生した場合には初期対応に細心の注意を払い、適切に対処してほしい。
- *子どもに関する施策は分野が広範囲にわたるが、本件はその中でも、地域における子育ての根幹に深く関わる事例であると思う。行政は原告を含め地域の住民に対し、「あなたも地域で子育てを行っている一員ですよ」という自覚を促すようなメッセージを積極的に投げかけていくべきである。
- *本件は公益を賭けた戦いである。仮に裁判で負ける可能性があったとしても最後まで争うべきであり、むしろ和解で終わらせずに社会問題として世論に問うべき案件であるとさえ思う。本件を和解するような先例を作ってはいけない。

* 川崎市子どもの権利条例に違反していること、他の施設へ波及しない担保を行政が持ちえないこと、全国的に悪しき前例となること、以上 3 点の理由により、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「最低賃金の改定に関する意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出